

## 『四訂 フードスペシャリスト論〔第7版〕』補遺

\*第3刷発行に際して、第2刷より下記を修正いたします。

修正箇所	修正内容
28頁 12行目～13行目	修正前:以上のようなサル(猿人)からヒト(原人)への転換については、 <b>食物が深くかかわっている</b> 。 修正後:以上のような進化については、 <b>食物が深くかかわっているともいわれている<sup>1)</sup></b> 。
28頁 下から10行目	修正前:食物の種類だけでなく、 <b>食物の加熱という調理操作</b> がその後の人類の進化に及ぼした影響は計り知れない <u>ものがあり</u> 、 <u>以来人類は基本的に火が欠かせない動物になった</u> 。 修正後:もしそうであれば、食物の種類だけでなく、 <b>食物の加熱という調理操作</b> がその後の人類の進化に及ぼした影響は計り知れない <u>ということになる</u> 。
28頁 下から5行目	修正前:およそ20万年前にアフリカで誕生し、 修正後:およそ20万年前にアフリカで誕生しており、
33頁下から1行目 34頁1～3行目まで	削除
35頁	下記文章追加  3)食料と人口 6万年前に祖先がアフリカから各地域に拡散したころの人口は25万人ほどであったが、農耕牧畜開始時には500万人、西暦元年が3億人、1650年5億人、1950年25億人、2000年61億人、2011年には70億人に達した。近年の異常な人口増加を人口爆発と呼ぶ。世界の出生率は年々低下しており、この人口爆発は食料供給に伴う死亡率の低下によってもたらされたところに大きなジレンマがある。人類の歴史は食料獲得の歴史であり、そのために森を破壊し多くの生物種を絶やしてきた。巨大な人口を養うために今も森を切り開いて農地を増やし、大河や地下水の枯渇化が進み、地球環境破壊は深刻の度を増している。これに加えて人類の食物消費傾向は大量の飼料穀物の消費を伴う肉食化に向かっており、21世紀は食料戦争・水戦争の時代ともいわれる。現在、食料の多くを海外に依存する日本の食生活のあり方を問い直すことが必要であろう。
36頁 下から8行目	修正前:参考文献番号 1) 修正後:参考文献番号 2)
42頁 下から10行目	修正前:参考文献番号 2) 修正後:参考文献番号 3)
42頁 下から5行目	修正前:参考文献番号 3) 修正後:参考文献番号 4)
43頁13行目	修正前:参考文献番号 4) 修正後:参考文献番号 5)
44頁2行目	修正前:参考文献番号 5) 修正後:参考文献番号 6)

## 『四訂 フードスペシャリスト論〔第7版〕』補遺

\*第3刷発行に際して、第2刷より下記を修正いたします。

修正箇所	修正内容
44頁11行目	修正前:参考文献番号 6) 修正後:参考文献番号 7)
44頁文献	文献新しく追加: 1) Richard Wrangham Catching Fire:How Cooking Made Us Human Basic Books 2010  それに伴い,文献番号以下の通り 1)→2), 2)→3), 3)→4), 4)→5), 5)→6), 6)→7)
146頁図7-8	別紙差し替え
148頁図7-9	別紙差し替え
156頁16行目	修正前:熱量は5kcal 修正後:熱量は5kcal未満
156頁17行目	修正前:炭水化物(糖質,糖類)は0.5g 修正後:炭水化物(糖質,糖類)は0.5g未満
176頁 10行目	修正前: そもそも,経営者が,消費者重視や~ 修正後: そもそも,経営者が <b>コンプライアンス</b> (企業の法令遵守)の維持に努め,消費者重視や~
146頁 図7-8 右図に差し替え	<p>◆従来のものと組成,栄養価等が同等のもの(除草剤の影響を受けないようにした大豆,害虫に強いとうもろこしなど) (1)農産物及びこれを原材料とする加工食品であって,加工後も組み換えられたDNAまたはこれによって生じたたんぱく質が検出可能とされているもの(表7-3に掲げる9作物及び33食品群)</p> <p>ア 分別生産流通管理(※1)が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合 [大豆(遺伝子組換え)]等</p> <p>イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分けて管理されていない農産物を原材料とする場合 [大豆(遺伝子組換え不分別)]等</p> <p>ウ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた農産物を原材料とする場合(※2) [大豆(分別生産流通管理済み)] [大豆(遺伝子組換え混入防止管理済)]等</p> <p>エ 分別生産流通管理が行われ,遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる農産物を原材料とする場合 [大豆(遺伝子組換えでない)]等</p> <p>(※1) 分別生産流通管理(IP管理)とは,遺伝子組換え農産物と遺伝子組換えでない農産物を,農場から食品製造業者まで生産,流通及び加工の各段階で相互に混入が起らないよう管理し,そのことが書類等により証明されていることをいう。 (※2) 大豆ととうもろこしについては,分別生産流通管理を行っても意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入の可能性は避けられないことから,分別生産流通管理が適切に行われている場合は,5%以下の一定率の意図せざる混入があっても分別生産流通管理が行われた農産物と認められる。</p> <p>(2) 組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が,加工後に検出できない加工食品(大豆油,しょうゆ,コーン油,異性化液糖等)</p> <p>[大豆(遺伝子組換え不分別)]等 [大豆(遺伝子組換えでない)]等 任意表示</p> <p>◆従来のものと組成,栄養価等が著しく異なるもの(ステアリドン酸産生大豆等) [大豆(ステアリドン酸産生遺伝子組換え)]等 義務表示</p> <p>図7-8 遺伝子組換え食品の義務・任意表示 (消費者庁 知っておきたい食品の表示(令和5年3月版) p.14より)</p>

# 『四訂 フードスペシャリスト論〔第7版〕』補遺

\*第3刷発行に際して、第2刷より下記を修正いたします。

修正箇所	修正内容																																																																																								
<p>148頁 図7-9 右図に差し替え</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>精米、うるち精米、もち精米、もろこし精米、玄米、胚芽米、その内容から、その内容を表す名称が表示されています。</p> <p>以下の原料玄米の産地、品種、産年が表示されています。 ・農産物検査法による証明を受けた原料玄米 ・農産物検査法による証明を受けていない原料玄米であって、根拠資料を保管している原料玄米</p> <p>産地、品種、産年その他の表示事項の根拠を確認した方法が表示されています。</p> <p>内容量が10kg未満の場合はグラムで表示されています。</p> <p>単一原料米以外の原料玄米の場合、原産地と使用割合を併記する旨（複数原料米など）が記載されています。産地、品種や産年については、農産物検査法による証明を受けた原料玄米の場合以外に、原産地と使用割合を併記する旨（複数原料米など）が記載されています。根拠資料を保管している原料玄米の場合、農産物検査法による証明を受けた原料玄米の場合以外に、原産地と使用割合を併記する旨（複数原料米など）が記載されています。また、検査証明を受けていない原料玄米の産地については、米トレーサビリティ法（米）に基づき、産地と品種、産年、栽培記録（品種、産年）などが記載されています。</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p><b>単一原料米（産地、品種及び産年の証明を受けた原料玄米）の表示例</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="3">精米</th> </tr> <tr> <th>産地</th> <th>品種</th> <th>産年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原料玄米</td> <td colspan="3">単一原料米</td> </tr> <tr> <td>〇〇県</td> <td>△△ヒカリ</td> <td>〇〇年産</td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td colspan="3">農産物検査証明による 〇〇kg</td> </tr> <tr> <td>精米時期</td> <td colspan="3">〇〇年〇〇月〇〇旬又は〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>販売者</td> <td colspan="3">〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇 TEL 〇〇〇 (△△△) ××××</td> </tr> </tbody> </table> <p>食品関連事業者のうち、表示内容に責任を有する者の住所、電話番号が表示されています。</p> <p>精米は「精米時期」、玄米は「調製時期」が表示されています。また、輸入品でこれが不明なものは「輸入時期」が表示されています。なお、混合されたものは、これらのうち最も古い時期が表示されています。</p> <p><b>単一原料米以外の原料玄米の表示例</b></p> <p><b>農産物検査による証明があるもの</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">精米</th> </tr> <tr> <th>産地</th> <th>品種</th> <th>産年</th> <th>使用割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原料玄米</td> <td colspan="4">複数原料米</td> </tr> <tr> <td colspan="4">国内産</td> </tr> <tr> <td>〇〇県</td> <td>〇〇ヒカリ</td> <td>〇〇年産</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>△△県</td> <td>〇〇ニシキ</td> <td>〇〇年産</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td colspan="4">農産物検査証明書による 〇kg</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>農産物検査による証明がないもの</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">精米</th> </tr> <tr> <th>産地</th> <th>品種</th> <th>産年</th> <th>使用割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原料玄米</td> <td colspan="4">複数原料米</td> </tr> <tr> <td colspan="4">国内産</td> </tr> <tr> <td>〇〇県</td> <td>〇〇ヒカリ</td> <td>〇〇年産</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>〇〇県</td> <td>〇〇ニシキ</td> <td>〇〇年産</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td colspan="4">種子の購入記録及び生産記録による確認 〇kg</td> </tr> </tbody> </table> </div>	名称	精米			産地	品種	産年	原料玄米	単一原料米			〇〇県	△△ヒカリ	〇〇年産	内容量	農産物検査証明による 〇〇kg			精米時期	〇〇年〇〇月〇〇旬又は〇〇年〇〇月〇〇日			販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇 TEL 〇〇〇 (△△△) ××××			名称	精米				産地	品種	産年	使用割合	原料玄米	複数原料米				国内産				〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	10割	△△県	〇〇ニシキ	〇〇年産	6割	内容量	農産物検査証明書による 〇kg				名称	精米				産地	品種	産年	使用割合	原料玄米	複数原料米				国内産				〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	5割	〇〇県	〇〇ニシキ	〇〇年産	5割	内容量	種子の購入記録及び生産記録による確認 〇kg			
名称	精米																																																																																								
	産地	品種	産年																																																																																						
原料玄米	単一原料米																																																																																								
	〇〇県	△△ヒカリ	〇〇年産																																																																																						
内容量	農産物検査証明による 〇〇kg																																																																																								
精米時期	〇〇年〇〇月〇〇旬又は〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																								
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇 TEL 〇〇〇 (△△△) ××××																																																																																								
名称	精米																																																																																								
	産地	品種	産年	使用割合																																																																																					
原料玄米	複数原料米																																																																																								
	国内産																																																																																								
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	10割																																																																																					
	△△県	〇〇ニシキ	〇〇年産	6割																																																																																					
内容量	農産物検査証明書による 〇kg																																																																																								
名称	精米																																																																																								
	産地	品種	産年	使用割合																																																																																					
原料玄米	複数原料米																																																																																								
	国内産																																																																																								
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	5割																																																																																					
	〇〇県	〇〇ニシキ	〇〇年産	5割																																																																																					
内容量	種子の購入記録及び生産記録による確認 〇kg																																																																																								

図7-9 玄米・精米（袋詰めされたもの）の表示

〔消費者庁・農林水産省 知っておきたい食品の表示（令和5年3月版）p.6および消費者庁 玄米及び精米に係る食品表示制度の改正について（令和3年3月）p.14～16をもとに作成〕